

仕様書

1 業務名

令和7年度G S T C サステナブルツーリズム研修開催業務

2 業務の目的

市内観光関連事業者等に対し、G S T C サステナブルツーリズム研修*を実施し、持続可能な観光の意義や国際基準の内容、具体的な取組などについての理解の促進を図る。

*G S T C サステナブルツーリズム研修【別紙参照】

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務の内容

市内観光関連事業者等に対し、G S T C サステナブルツーリズム研修を実施する。なお、研修の実施時期については、令和7年11月頃を想定しているが、市内観光関連事業者等が参加しやすい時期（観光閑散期など）の開催とし、具体的な日時については委託者と協議のうえ決定すること。

(1) G S T Cとの各種調整

G S T Cトレーナーのスケジュールの確保やフィールドワーク場所の選定等の各種調整を実施する。

(2) 観光関連事業者等との各種調整

研修開催についての周知や、申込受付、問い合わせ対応等の各種調整を実施する。

(3) 研修の運営

フィールドワーク場所（サステナブルツーリズムに取り組む施設3～4件程度）への視察コーディネートや、研修時に必要となる資料準備、機材、会場、スタッフ等の確保、受講者アンケートの作成・集計などを実施する。

(4) 各種支払い

G S T C研修費や、トレーナーの交通費、宿泊費、研修会場費等の支払いを実施する。

5 業務報告

受託者は、本業務終了後、履行期間中に下記の書類を提出すること。

(1) 完了届

紙媒体で1部

(2) 実施報告書

電子媒体で1部。様式は問わないが、研修の実施風景が確認できる写真や、アンケート結果について添付すること。(CD又はDVDに記録し納品すること。)

6 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 留意事項

- (1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。
- (3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (4) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (5) アンケート調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (6) 外国語表記にあたっては札幌市総務局国際部が定める「英文表記ガイドライン」などに準拠すること。
- (7) その他業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わ

せをし、その指示によって行うこと。

8 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。